

# 資料

○ えひめけんしやう愛媛県障がい者しやし さくすいしんきやうぎかい施策推進協議会 いじんめいぼ委員名簿・じやうれい条例

○ えひめけんしやう愛媛県障がい者しやニーズちやうさけつか調査結果 がいう概要

○ ようごかいせつ用語解説



えひめけんしょう しゃし さくすいしんきょうぎかい いいんめいぼ  
愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿

(任期：平成30年11月21日～令和2年11月20日)

せんにんぶもん 選任部門	し めい 氏 名	げん しょく 現 職
がく しき 学 識 けい けん しゃ 経 験 者	た なか こ 田 中 子カ	えひめじょせいざいだんりじちよう 愛媛女性財団理事長
	あき やま まさ え 秋 山 昌 江	せい だいがくきようじゆ 聖カタリナ大学 教授
	さだ まつ しゅう いち 定 松 修 一	えひめけんりがくりようほうしかいかいちよう 愛媛県理学療法士会会長
	くろ だ のり お 黒 田 典 生	にほんせいしん かびよういんきょうかいえひめけんしぶちよう 日本精神科病院協会愛媛県支部長
しょう しゃ 障がい者・ しょう しゃじりつ 障がい者自立 およ しゃかいさんか 及び社会参加 じぎょうかんけいしゃ 事業関係者	かわ うち しゅう じ 河 内 修 二	えひめけんしんたいしょうがいはだんたいれんごうかいかいちよう 愛媛県身体障害者団体連合会会長
	きみ ほん のり よ 公 原 憲 代	まつやまて いくせいかいふくかいかいちよう 松山手をつなぐ育成会副会長
	おお いわ きん し 大 岩 金 司	えひめけんせいしんしょうがいはふくしかいれんごうかいかいちよう 愛媛県精神障害者福祉会連合会会長
	かさ まつ み ち こ 笠 松 美智子	えひめけん きょうぎかいかいちよう 愛媛県ホームヘルパー協議会会長
	なが お ゆ 百 り 長 尾 百 合	えひめけんしんたいしょうがいはしゃせつきょうぎかいかいちよう 愛媛県身体障害者施設協議会会長
	よし の たえ 芳 野 妙	しゃかいはくしほうじんふくずみかい まつやまふくしえん えんちよう 社会福祉法人福角会「松山福祉園」園長
	たか き ゆう じ 高 木 雄 二	どくりつぎょうせいほうじんごうれい しょうがい きゅうしよくしゃごようしえん 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構愛媛支部愛媛障害者職業センター所長
たん げ のり こ 丹 下 徳 子	えひめけんりつ とくべつしえんがっこうごうちよう 愛媛県立しげのぶ特別支援学校校長	
ぎょう せい 行 政 かん けい しゃ 関 係 者	いし かわ かつ ゆき 石 川 勝 行	えひめけんしちようかいかいちよう にいはましちよう 愛媛県市長会会長（新居浜市長）
	いな もと たか とし 稲 本 隆 壽	えひめけんちようそんかいかいちよう うちごちようちよう 愛媛県町村会会長（内子町長）
	やま ぐち しん じ 山 口 真 司	えひめけんほけんふくし ぶ ちよう 愛媛県保健福祉部長

えひめけんしょう しゃし さくすいしんきょうぎかいじょうれい へいせい ねん がつ にちえひめけんじょうれいだい ごう  
愛媛県障がい者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

しゆし  
(趣旨)

だい じょう じょうれい しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほりつだい ごう だい じょうだい ごう きてい  
第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定  
もと えひめけんしょう しゃし さくすいしんきょうぎかい い か きょうぎかい そしきおよ  
に基づき、愛媛県障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び  
うんえい かん ひつよう じこう さだ  
運営に関し必要な事項を定めるものとする。

そしき  
(組織)

だい じょう きょうぎかい いいん にん い ない そしき  
第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

いいん  
(委員)

だい じょう いいん がくしきけいけん もの しょうがいしゃ しょうがいしゃ じりつおよ しゃかいさんか かん  
第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する  
じぎょう じゅうじ ものおよ かんけいぎょうせいきかん しょくいん ち じ いしよく また  
事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は  
にんめい  
任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と  
する。

3 委員は、再任されることができる。

かいちょう  
(会長)

だい じょう きょうぎかい かいちょう お  
第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理  
する。

かいぎ  
(会議)

だい じょう きょうぎかい かいぎ かいちょう しょうしゅう かいちょう ぎちょう  
第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決すること  
ができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決  
するところによる。

かんじ  
(幹事)

だい じょう きょうぎかい かんじ お  
第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐  
する。

しよむ  
(庶務)

だい じょう きょうぎかい しよむ ほけんふくしぶ しょうり  
第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

ざつそく  
(雑則)

だい じょう じょうれい さだ きょうぎかい うんえい かん ひつよう じこう かいちょう  
第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長  
きょうぎかい はか さだ  
が協議会に諮って定める。

# えひめけんしょう しゃ ちょうさけっか がいよう 愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要

## 1 ちょうさけいかく 調査計画

### ちょうさ もくてき 【調査の目的】

ほんちょうさ はい じ えひめけんしょう しゃけいかく さくてい えひめけんおよ しちよう しょう  
本調査は、「第5次愛媛県障がい者計画」の策定、また、愛媛県及び市町の障  
がい者施策を計画的に進めるための検討資料を得ることを目的に、障がいのあ  
る方を対象に、障がいの状況、住まいや暮らし、保健、医療、就労などにつ  
いての意識や福祉ニーズ等を把握するため実施した。

### ちょうさたいしょう 【調査対象】

ほんけん ざいじゅう しょう しゃてちょうしょじしゃおよ なんびよう しんだん かた にん  
本県に在住する障がい者手帳所持者及び難病と診断された方 2,000人  
（身体障害者手帳所持者：1,300人、療育手帳所持者：300人  
精神障害者保健福祉手帳：200人、難病と診断された方：200人）

### ちょうさほうほう 【調査方法】

むさく いちゆうしゅつ ゆうそうはいふ ゆうそうかいしゅう  
無作為抽出による郵送配布～郵送回収  
（なんびよう しんだん かた えひめけんなんびようとうかんじゃだんたいれんらくきょうぎかいかめいだんたい っつ  
難病と診断された方は愛媛県難病等患者団体連絡協議会加盟団体を通じて  
ちょうさ  
調査）

### ちょうさきかん 【調査期間】

れいわがんねん がつ  
令和元年7～8月

### かいしゅうけっか 【回収結果】

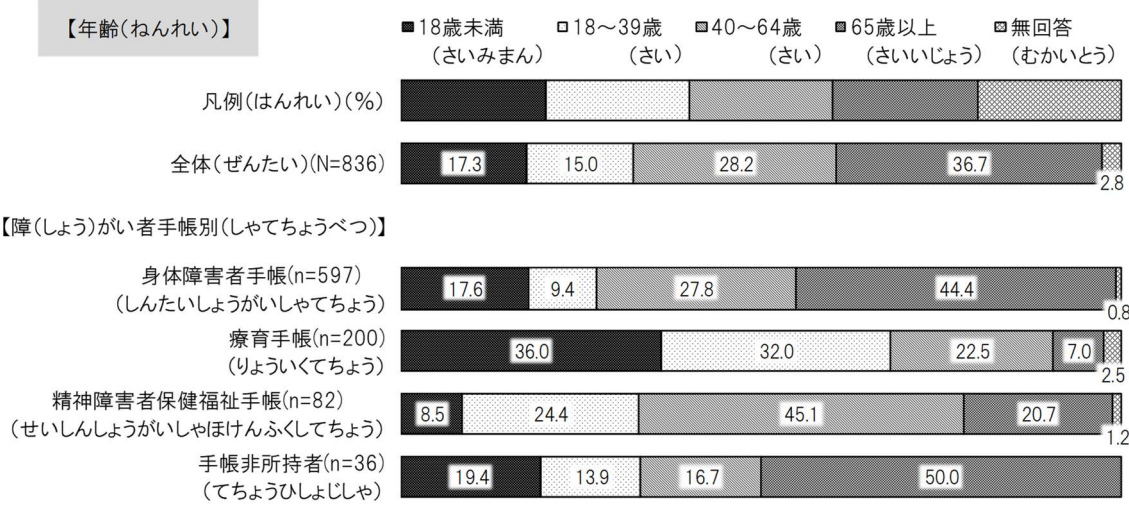
はいふすう けん ゆうこうかいしゅうすう けん ゆうこうかいしゅう  
配布数：2,000件 有効回収数：836件 有効回収：41.8%

## 2 ちょうさけっか 調査結果

### ちょうさけっか み さい ちゅういじこう 【調査結果を見る際の注意事項】

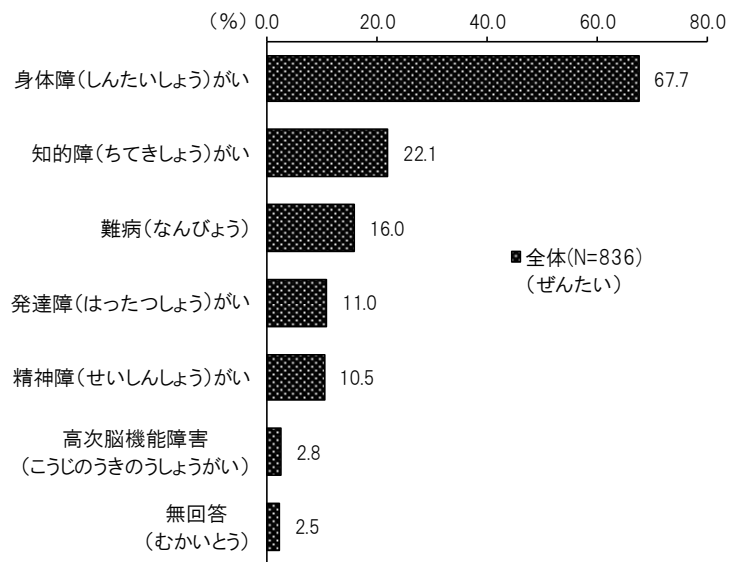
- ずひょう しめ ひりつさんしゅつじょう きすう ひようほんすう ぜんひようほんすう しめ ぜんたい  
・図表に示すNは、比率算出上の基数(標本数)で、全標本数を示す「全体」  
を「N」、「該当数」を「n」で表記しています。
- しゅうけい しょうすうてんい かだい い ししやごにゅう かいとうひりつ ごうけい かなら  
・集計は小数点以下第2位を四捨五入しており、回答比率の合計は必ずし  
も100%にならない場合があります。
- いじょう かいとう かのう しつもん ふくすうかいとう ばあい かいとうひりつ ごうけい  
・2つ以上の回答が可能な質問(複数回答)の場合、その回答比率の合計は  
100%を超える場合があります。
- ちょうさけっか ばつすい せつもん ひょうげん いちぶへんこう  
・調査結果は抜粋のため、設問の表現を一部変更しています。

# 1. 年齢 (令和元年6月1日現在)



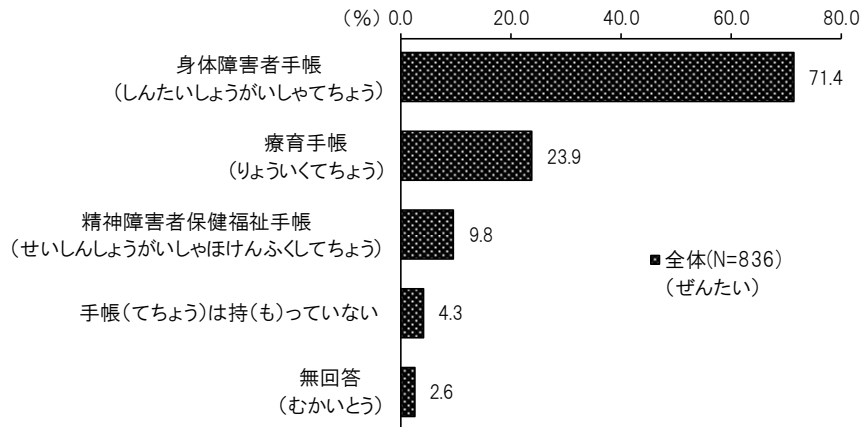
# 2. 障がいの種類

あなた(ほんにん)の障がい(shougai)について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

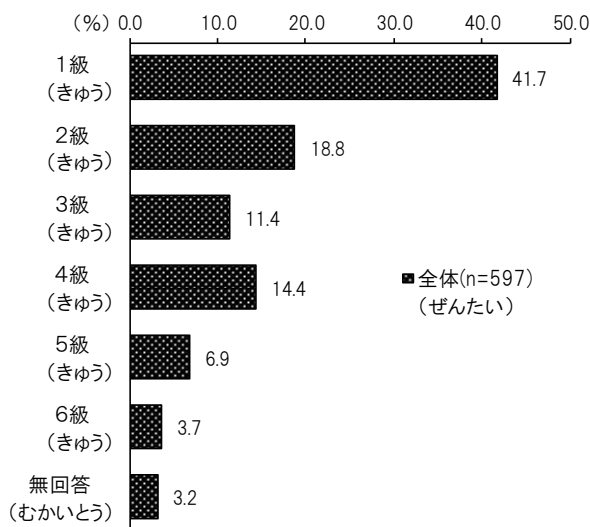


### 3. 障がい者手帳の種類

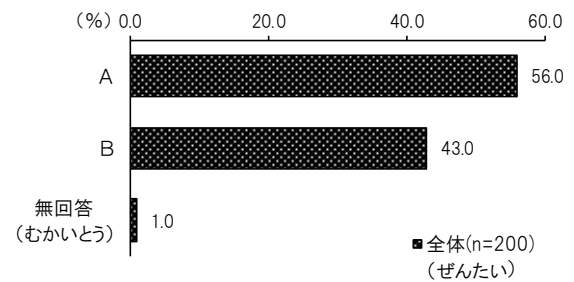
あなた（本人）が障がい者手帳をお持ちのときは、あてはまるものすべてに○をつけてください。



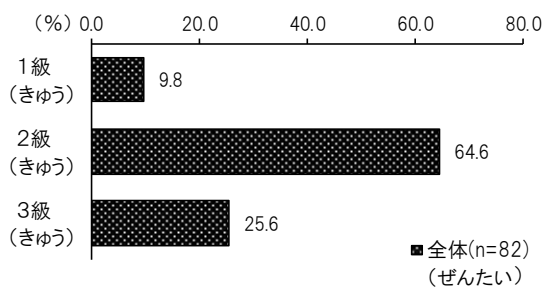
【身体障害者手帳(しんたいしょうがいしゃてちょう)の種類(しゅるい)】



【療育手帳(りょういくてちょう)の種類(しゅるい)】

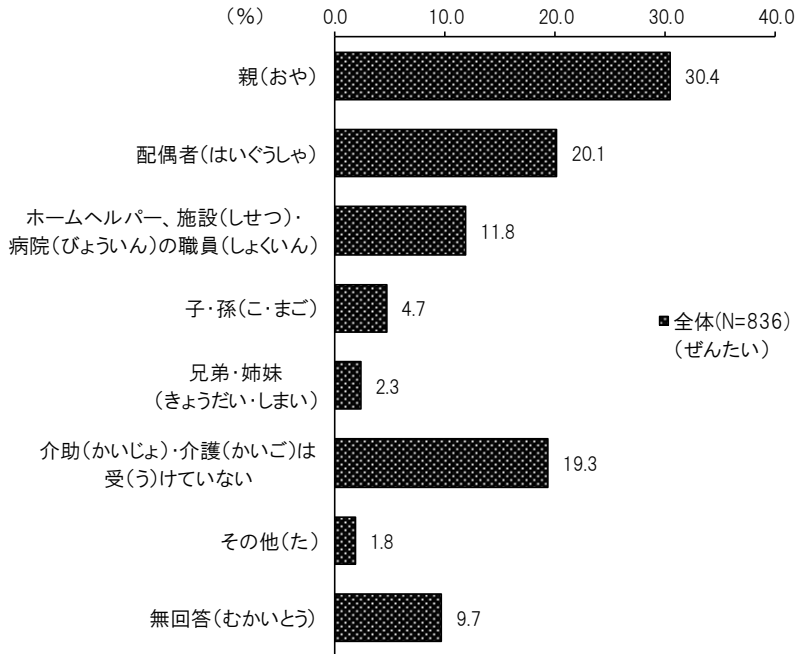


【精神障害者保健福祉手帳(せいしんしょうがいしゃほけんふくてちょう)の種類(しゅるい)】



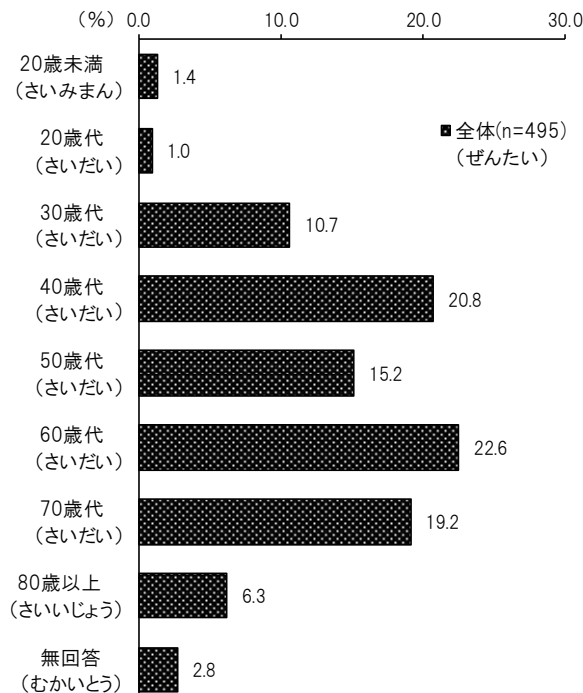
おも かいじょしゃ  
4. 主な介助者

あなた（本人）は、主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。主な方一人に○をつけてください。



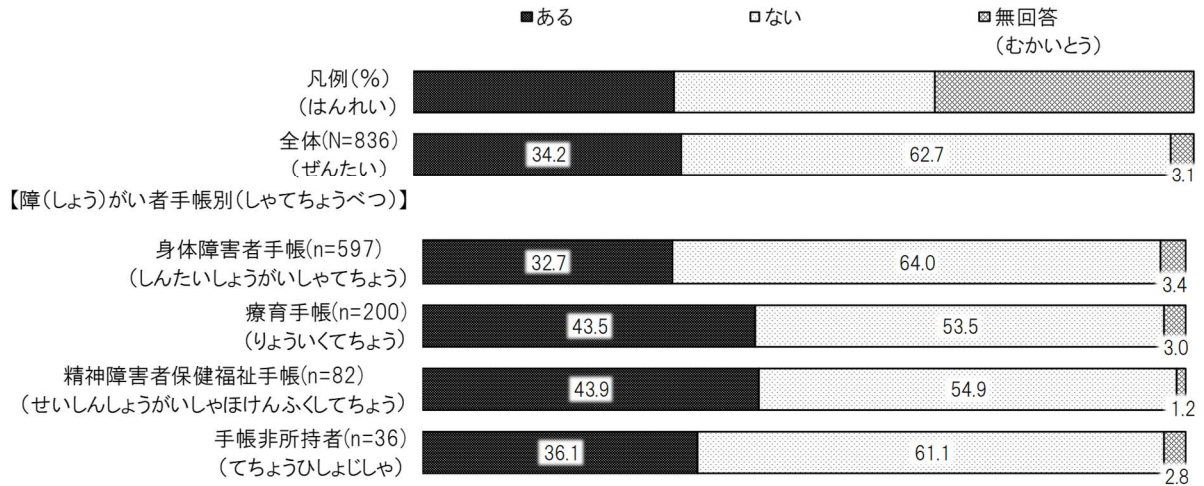
はいぐうしゃ おや こ まご きょうだい しまい た なた かた  
【配偶者、親、子・孫、兄弟・姉妹、その他と答えた方】

かた ねんたい れいわがんねん がつ にちげんざい  
その方の年代(令和元年6月1日現在)について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

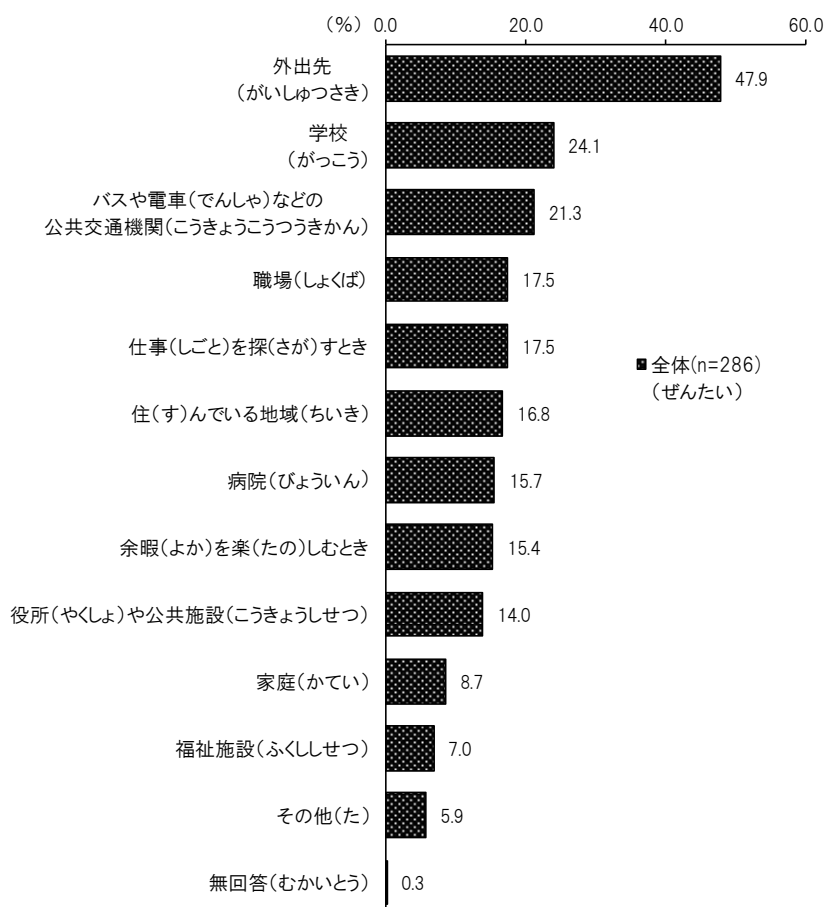


## 5. 障がい者の権利について

あなた（本人）は、日頃の生活の中で、障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

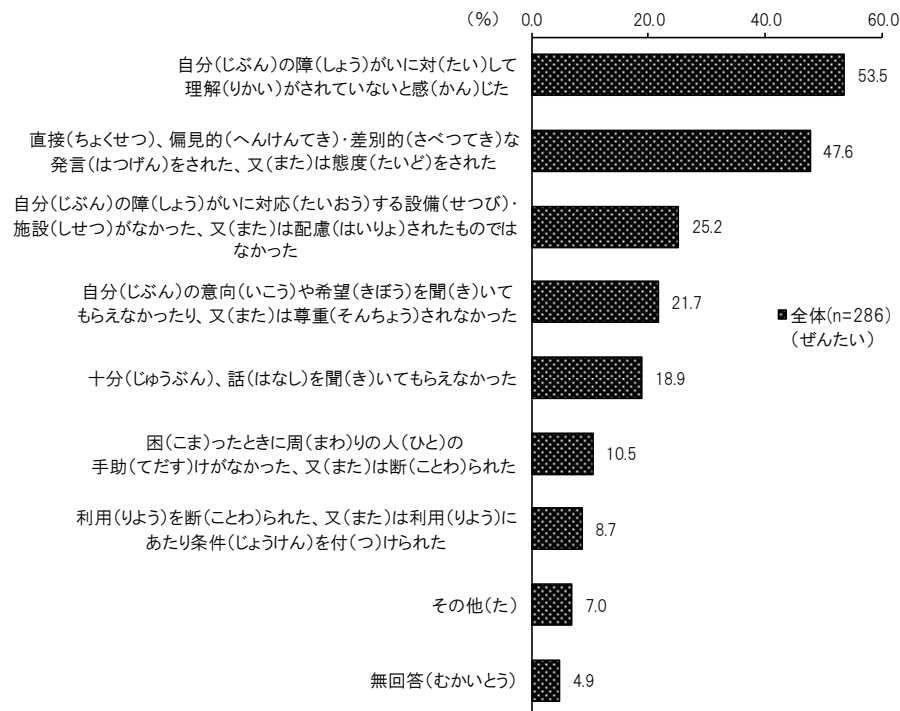


それは、どのような場所などで感じましたか。主なものに3つまで○をつけてください。



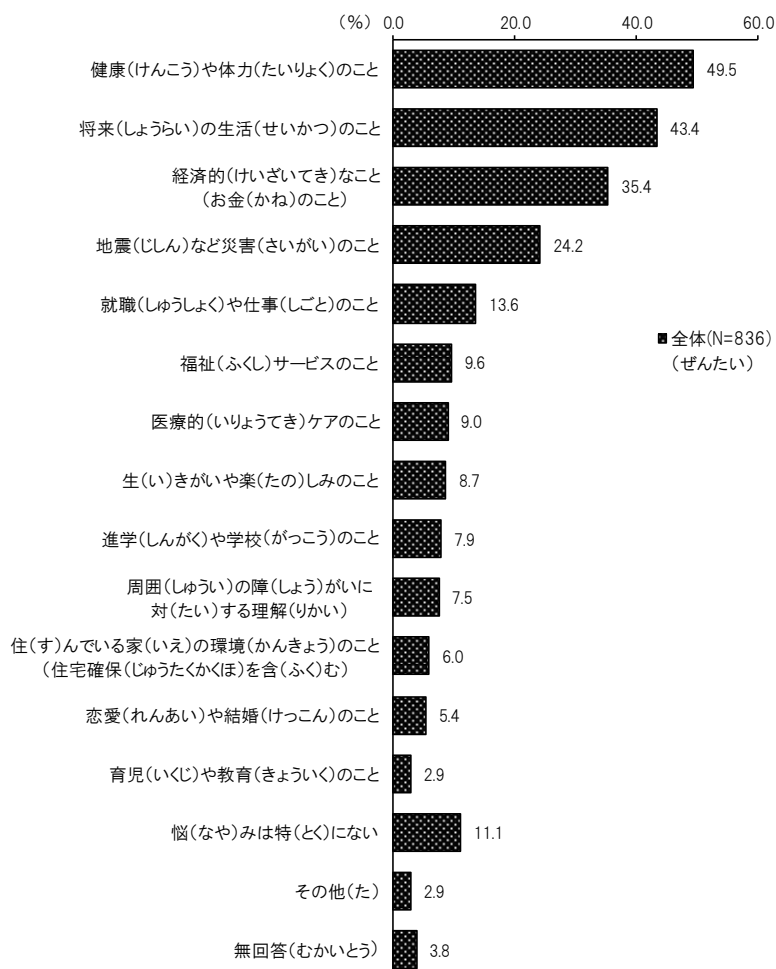


それは、どのような時<sup>とき</sup>に感<sup>かん</sup>じましたか。主<sup>おも</sup>なものに3つまで○をつけてください。

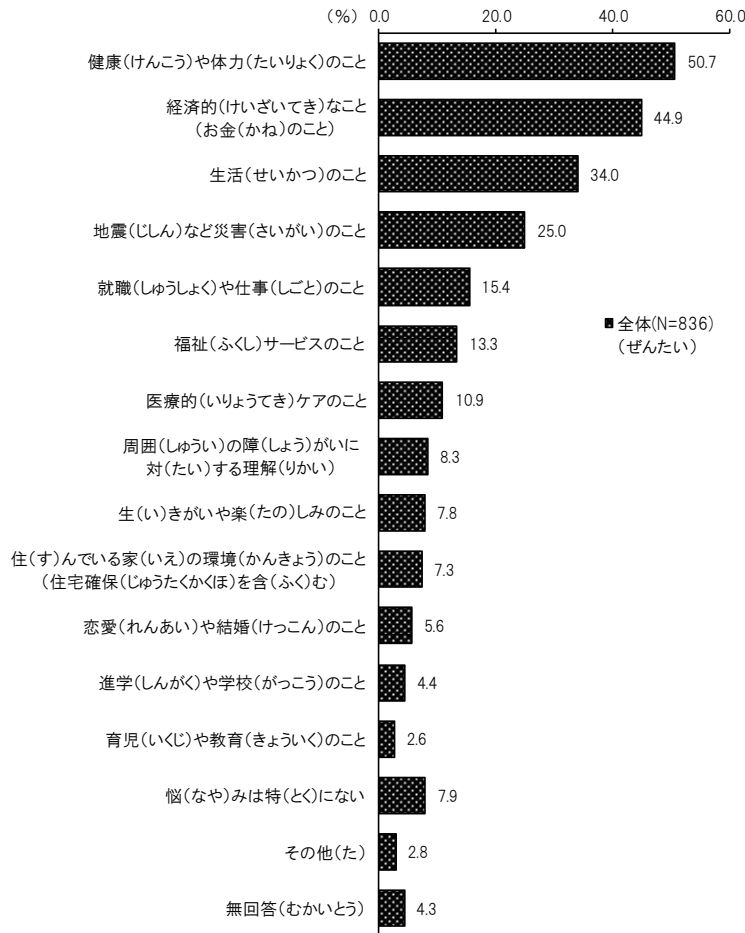


## 6. 現<sup>げん</sup>在(ざい)の悩(なや)み事(ごと)、将(しょう)来(らい)へ<sup>ふ</sup>の不安(あん)について

あなた(お答(こた)えくださる方(かた))の現(げん)在(ざい)の悩(なや)み事(ごと)は何(なん)です。主(おも)なものに3つまで○をつけてください。



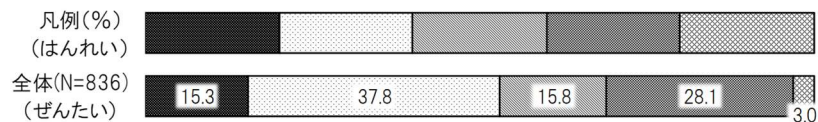
あなた（お答えくださる方）の将来について、不安に思うことは何ですか。主なものに3つまで○をつけてください。



## 7. 福祉や生活に関する相談支援体制の充足度

福祉や生活に関する相談支援体制は、現在のあなたにとって十分ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 現在(げんざい)の体制(たいせい)で十分(じゅうぶん)
- ほぼ十分(じゅうぶん)だが、さらに充実(じゅうじつ)させてほしい
- 現在(げんざい)の体制(たいせい)では不十分(ふじゅうぶん)
- わからない
- 無回答(むかいどう)



### 【障(しょう)がい者手帳別(しやてちょうべつ)】

